

監査公告第 11 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

平成 30 年度 建設部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

都市計画の観点から、人口減少・高齢化に対する課題や加賀温泉駅の新幹線対応、産業振興などに関して、長期的効果を期待する計画策定が一步ずつ進められている。まさに加賀市百年の計と言えるのではないか。

多くの市民の意見を踏まえ取り組んでいただくとともに、市関係部局の施策と十分に連携を図りながら業務を推進されることを大いに期待している。

措 置

貴意見のとおり、多くの市民の意見を踏まえ、都市計画の基本方針を定めま
す。